

人権教育の推進に向けて

熊本県の人権教育を推進していく上で、その根拠となる「熊本県人権教育・啓発基本計画(第4次改定版)」及び「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」を策定しました。

新たな人権課題や新型コロナウイルス感染症による偏見・差別、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」の制定など、人権を取り巻く状況の変化に、私たち教職員は対応していく必要があります。

また、「子どもの人権」は学校にとって最も関わりが深く、いじめ、不登校、児童虐待等、多くの課題を抱えています。人権教育の中では、子どもの人権が保障されているという前提について、まず理解することが必要です。

さらに、障がいのある児童生徒や外国にルーツのある児童生徒への支援、性の在り方への理解など、全ての児童生徒が自分らしく生活できるよう、多様性に対する理解の促進が今後一層求められます。

熊本県教育委員会では、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付けるよう関係法令等や人権問題に関する主な取組をまとめた「人権教育の推進に向けて」を作成しました。学校においては、校内研修や自己研鑽等で生かしていただくようお願いいたします。



熊本県人権啓発
キャラクター・コッコロ

令和3年(2021年)3月

熊本県教育委員会



1

熊本県人権教育・啓発基本計画(第4次改定版)

人権教育・啓発を進めていくための県の基本的な指針で、平成16年(2004年)に策定以降、おおむね4年ごとに改定され、令和2年(2020年)に第4次改定を行いました。

学校教育

「教職員が、同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権問題を自らの課題として捉え、全ての教育活動を通じて人権教育に取り組み、人権尊重の理念に対する理解を深め、主体的に問題解決に取り組む実践力を持った児童生徒を育成する。」としています。

重要課題

- | | | |
|-------------------|--|-----------------|
| 1 女性の人権 | 2 子どもの人権 | 3 高齢者の人権 |
| 4 障がい者の人権 | 5 同和問題(部落差別) | 6 外国人の人権 |
| 7 水俣病をめぐる人権 | 8 ハンセン病回復者及びその家族の人権 | 9 感染症・難病等をめぐる人権 |
| 10 犯罪被害者等の人権 | 11 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害 | 12 災害と人権 |
| 13 インターネットによる人権侵害 | 14 様々な人権課題
⑦ハラスメント ①性的指向・性自認に関する人権
⑧アイヌの人々の人権 ⑨ホームレスの人権
④刑を終えて出所した人等の人権 ⑤新たな人権課題等 | |



2

第3期くまもと「夢への架け橋」教育プラン

人権教育の充実

「学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていくよう努めます。そのため、教職員が人権の意義や内容、重要性を理解するとともに、同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権問題を自らの課題として捉え、すべての教育活動を通じて人権教育に取り組みます。」としています。



3

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]

文部科学省は、平成15年(2003年)「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、第一次、第二次を経て、平成20年(2008年)に[第三次とりまとめ]を公表しました。

人権教育の目標

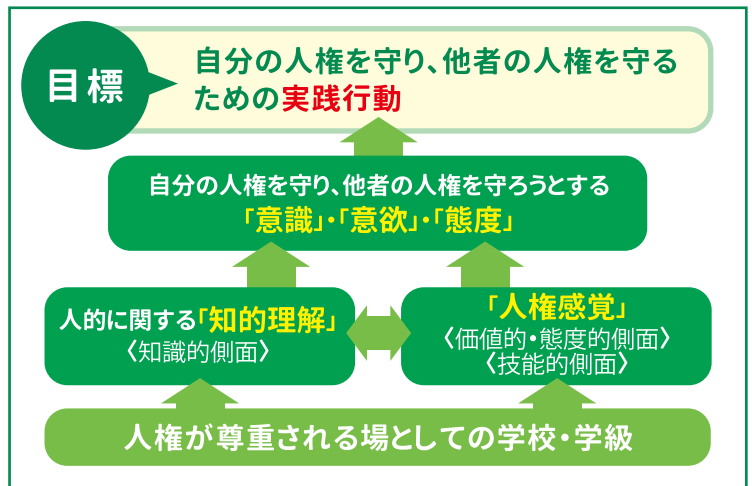
人権教育の目標は、児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること、としています。

人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的行動力など様々な資質・能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であり、その資質・能力は①知識的側面、②価値的・態度的側面、③技能的側面の3つの側面から捉えられる、としています。

人権教育における指導方法の基本原則

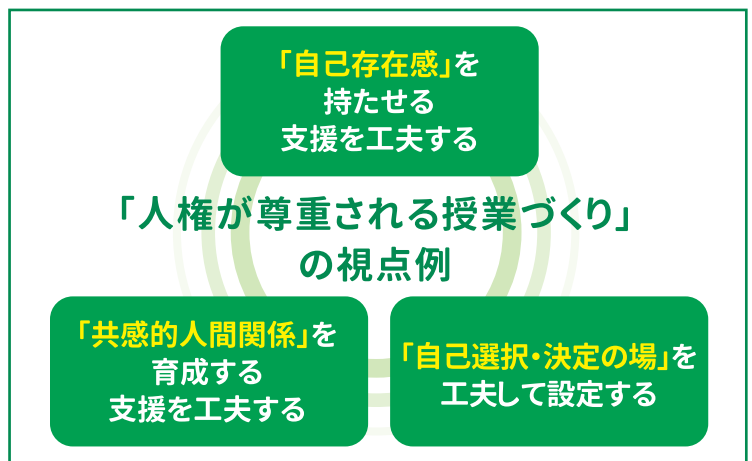
人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成するために、人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置くことが大切である。人権感覚の育成に関連の深い②価値的・態度的側面や③技能的側面の資質・能力は、児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くと言える、としています。



人権が尊重される授業づくりの視点例の活用

「日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気醸成の上での重要な要素となる。授業の実施に際し、教員は、児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断するのではなく、その背後にある心情や意味を理解するよう心がける必要がある。」

授業中には、①自己存在感を持たせる支援を工夫したり、②共感的人間関係を育成する支援を工夫したり、③児童生徒が自己選択・決定できる場を工夫して設定したりすることが大切である、としています。



人権教育を取り巻く諸情勢について

令和3年3月「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」は[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料として「人権教育を取り巻く諸情勢について」を作成しました。

その中で、①人権教育と新学習指導要領やGIGAスクール構想について、②人権教育と生徒指導提要などについて、③人権教育と学校の働き方改革や組織的な取組について、それぞれ[第三次とりまとめ]との関連性が述べられています。また、人権教育をめぐる社会情勢について、国内外の主な動向がまとめられています。

4

同和問題(部落差別)

同和問題(部落差別)は、日本固有の人権問題であり憲法が保障する基本的人権の侵害に係る重大な問題です。結婚や土地購入等に際しての偏見や差別が依然として残り、近年では、インターネット上に差別を助長するような表現が掲載されるなど、同和問題(部落差別)はいまだ解決にはいたっていません。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じた計画的な取組を行うため、教職員の同和問題(部落差別)に対する基本的認識を高める必要があります。

	事業名・資料名	対象者	内容
県の主な施策	人権同和問題講演会	県民	同和問題(部落差別)に関する講演
	人権研修テキスト 同和問題(部落差別)編	県民	経緯や取組など、研修用に作成
	人権啓発Web講座	県民	人権課題の関係者等によるWeb講座
	熊本県部落差別の解消の推進に関する条例チラシ	県民 教職員	県民啓発用、改正点などを記載 条文、改正点などを記載
	デジタル研修資料「同和問題(部落差別)」	教職員	概要説明等プレゼン資料(ナレーション付き)

(県人権同和政策課・人権同和教育課)

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

部落差別のない社会を実現することを目的に、平成28年(2016年)に公布・施行されました。国、地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制、教育・啓発、実態調査を規定しています。

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例(熊本県部落差別解消推進条例)

部落差別解消推進法の制定及び県内における部落差別事象の存在や、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、令和2年(2020年)に公布・施行されました。

法律の基本理念や県の責務を条例に反映させるとともに、相談体制の充実、教育及び啓発、国の調査への協力を規定し、身元調査を規制する事業所の範囲を県内外に拡大しました。

5

水俣病をめぐる人権

水俣に学ぶ肥後っ子教室

5年生を対象に「水俣病」と「環境」を現地で学んでいます。水俣病についての学習は、水俣病への正しい理解を図り、差別や偏見を許さない心情や態度を育むことを目的としています。そのため、児童の実態を踏まえ、事前学習と事後学習の充実を図ることが大切です。県では指導資料「水俣に学ぶ肥後っ子教室」(義務教育課)を作成しています。

	事業名・資料名	対象者	内容
県の主な施策	水俣病と水俣病の教訓を伝える小学校訪問事業	小学生	胎児性・小児性水俣病患者の講話等
	中学生を対象とした水俣病啓発事業	中学生	あしきた青少年の家宿泊研修の際に講師派遣
	水俣病の教訓を伝える高等学校等訪問事業	高校生	高校、特別支援学校(高等部)へ講師派遣 地元の高校を対象に講話とフィールドワーク
	教職員を対象とした水俣病啓発事業	教職員	教育事務所、山鹿市・熊本市教委単位での講師派遣 小5担任対象に現地研修会
	保護者を対象とした水俣病啓発事業	保護者	教育事務所、山鹿市・熊本市教委単位での講師派遣
	啓発用リーフレット	小中用	「水俣病を学ぼう」「はじめて学ぶ水俣病」
	デジタル研修資料「水俣病をめぐる人権」	教職員	概要説明等プレゼン資料(ナレーション付き)

(県水俣病保健課・人権同和教育課)

6

ハンセン病回復者及びその家族の人権

教職員のための菊池恵楓園現地研修

国立療養所菊池恵楓園での現地研修では、園内のフィールドワークと入所者の方による講話等を行っています。県内全ての小・中・義務教育学校及び県立学校を対象に、4年サイクルで各学校1人の参加により実施しています。

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書

平成27年(2015年)「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」が設置され、熊本県が取り組むべき、ハンセン病問題の啓発等に関する基本的な方向や在り方が検討され、令和2年(2020年)に報告書としてとりまとめられました。

	事業名	対象者	内容
県の主な施策	菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」	県民	菊池恵楓園における施設見学や入所者との交流
	啓発パネル展・菊池恵楓園絵画パネル展	県民	県内各地におけるパネル展の開催
	ハンセン病問題普及啓発リーフレット	県民	「ハンセン病を正しく理解しましょう」高校1年全員に配付
	デジタル研修資料 「ハンセン病回復者及びその家族の人権」	教職員	概要説明等プレゼン資料(ナレーション付き)

(県健康づくり推進課・人権同和教育課)

7

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

平成18年(2006年)「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とされました。県では毎年12月に「北朝鮮拉致問題解決に向けた講演会」を開催しています。また、資料として「とりもどきたい家族の絆 熊本の拉致被害者松木薫さん」(県観光交流政策課)や「拉致問題に関する学習指導資料(アニメめぐみ等)」(人権同和教育課)、「デジタル研修資料(ナレーション付きプレゼン資料)」(人権同和教育課)を作成しています。

8

性的指向・性自認に関する人権

平成27年(2015年)文部科学省が「性同一障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、さらに翌年「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」の資料を示しました。

県教育委員会では平成31年(2019年)に「児童生徒に対する相談体制等の充実に向けた取組等に関する調査」を実施し、その結果を踏まえ、教職員の理解促進と校内相談体制づくりを推進しています。

また、熊本県職員ハンドブック「性的マイノリティへの理解を深めるために」(県人権同和政策課)や「デジタル研修資料(ナレーション付きプレゼン資料)」(人権同和教育課)を作成しています。

9

新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別

県内でも感染者が確認されると、感染者やその関係者、医療従事者やその家族等に対する不適切な扱いや誹謗・中傷等、人権に関わるような事例が発生しました。

令和3年(2021年)に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」において、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

県では新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の普及と、それに伴う偏見・差別の未然防止に取り組んでいます。

子どもたちの夢の実現に向けて

1 校内の推進体制

私たち教職員の人権に関する知識や意識を高めることによって、「人権尊重の精神に立った学校づくり」を組織的に推進していくことが重要です。人権教育は、学校運営や学級経営の基盤となるものであり、校長のリーダーシップのもと、人権教育主任を中心とした効果的な役割分担により、学校全体で取り組みます。

2 教職員の育成

平成27年の「熊本県人権教育の推進に関する教職員アンケート調査報告書」では、勤務校でどのような取組をしているかが、教職員の人権に関する知識や意識に影響を及ぼしており、特に若い教職員ほど勤務校の取組の程度に影響を受けると報告されています。

教職員が人権問題に対する正しい理解を深めるための互いに意見交換のできる職場づくりや人間関係の構築など、「人権尊重の精神に立った学校づくり」が、人材の育成にもつながります。

3 研修の充実

各学校においては、研修の充実に向け、校内研修と校外研修を有機的に関連させる必要があります。校内においては、計画的な研修に加え、授業のことや児童生徒との関わり、保護者や地域との連携など、教職員同士の相談も含めた教育実践上の日常的な意見交流が求められます。校外においては、様々な機会を捉えて人権に関する講演会や研修会等に参加することにより一層効果があります。

具体的には、人権に関する法令や施策等、人権課題に対する正しい知識を習得することに加え、「現地に学ぶ研修」や「人権課題の当事者、関係者の方の講演」、「教育実践報告」等を通して、人権を侵害された人の痛み、人権を守るために尽力してきた人々の思いや願いを共感的に理解することが重要です。これらのことは、授業づくりや児童生徒との関わり、保護者や地域との連携にもつながります。

また、教職員間での「互いの授業を参観し合う研修」、「参加体験型の研修」、「講師招へい」など、教職員のニーズに応じて内容を工夫するなど、学校における研修の充実が求められます。

県教育委員会では、これまでの研修資料に加え、県教育委員会ホームページ及び県立教育センターホームページに、デジタル研修資料や啓発資料等を掲載しました。是非、活用していただき、私たち教職員の人権に関する基本的認識を高め、指導に生かすことで、熊本の子どもたちの夢の実現に向け取り組みましょう。



熊本県教育委員会ホームページ
<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/>



熊本県立教育センターホームページ
<https://www.higo.ed.jp/center/>

問合せ先

熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

Tel:096-333-2702 Fax:096-387-1455

発行者:熊本県教育委員会
所属:人権同和教育課
発行年度:令和2年度